

次のような方は所得税が 還付される場合があります

①医療費控除

昨年中に本人や家族のために医療費を多額に支払った方（生命保険の給付金や加入保険の高額療養費は差し引きますので高額療養費のわかるものを持参してください）

②住宅借入金等特別控除

住宅の新築や増改築または購入した方

③災害や盗難によって住宅や家財など資産の損害を受けた方

④給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった方および出稼ぎなどで年末調整を受けなかった方

還付申告に必要な書類

◆印鑑

◆源泉徴収票

（所得税が源泉されていること）

◆還付金の振込み先口座番号

（本人名義に限ります）

◆医療費控除

- 医療費支払証明書（領収書）
※領収書などを人（患者）別、病院別に集計してください。

- 生命保険などの給付金額のわかる書類

◆住宅借入金等特別控除

- 家屋の登記簿謄本または抄本
- 建築工事の請負契約書または売買契約書
- 金融機関発行の住宅資金借入などの年末残高等証明書
- 住民票
- 建築士などから交付を受けた増改築等工事明細書（増改築のみ）

障害者控除対象者認定書を交付します

身体障害者手帳の交付を受けていない方でも、要介護認定を受けていると所得税・住民税の障害者控除の対象になる場合があります。

対象になる方には、申請により控除を受けるための「障害者控除対象者認定書」を交付します。

◆対象者

65歳以上で要介護2～5の認定を受けている方で一定の要件に該当する方

◆申請方法

介護保険被保険証と印鑑を持参のうえ、住民福祉課福祉・健康づくり部門の窓口で申請してください。



【お問合せ】 税務・国保部門 担当：東出(守)、東出(尚)、竹内

■平成24年分所得税の確定申告

平成24年分の申告期間は、2月16日(土)から3月15日(金)までとなります。

なお、むつ税務署における申告書の作成指導と受付は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までです。

※申告書の作成は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）の「確定申告書等作成コーナー」を利用すると非常に便利です。

「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税や消費税の確定申告書などを作成できる便利なシステムです。

また、作成したデータは印刷して書面で提出できる他、「e-tax（国税電子申告・納税システム）」を利用して、インターネットで自宅や事務所などから提出することができます。

申告書の作成・提出は、さらに便利で使いやすくなったe-taxをお勧めします。

詳しくは、e-taxホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。

※給与所得者などの還付申告は、2月15日(金)以前でも提出できます。

還付金の受取りは、銀行などの預貯金口座への振込みが便利です。

【お問合せ】 むつ税務署 ☎ 2 2 - 3 2 9 4